

東北地方太平洋沖地震

千葉県浦安市への被害認定調査応援派遣活動報告

○派遣期間

平成23年3月22日～平成23年4月20日

○活動の主旨

震度5強を観測し、市内の3分の2が液状化の被害を受けた千葉県浦安市では、多くの建物が傾斜する等の被害を受け、約10,000棟以上の家屋の被害認定調査と「り災証明書」の発行を行う必要があることから、会員自治体職員から被害認定調査及びり災証明書発行業務のノウハウの提供と被害認定調査（外観目視調査）の応援等の支援を実施。

○応援派遣自治体及び人数

- ・3月（3月22日～31日）：先遣隊 5人、被害認定調査応援 6自治体 18人
- ・詳細は下記のとおり

No	都道府県	自治体名	所属	役職	派遣期間	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	
先遣隊	石川県	輪島市	税務課	係長	3月22日～28日	○	○	○	○	○	○					
	新潟県	柏崎市	税務課家屋係	係長	3月22日～25日	○	○	○	○							
	新潟県	小千谷市	企画財政課	係長	3月22日～26日	○	○	○	○	○						
		富士常葉大学	重川教授・田中教授		3月22日～25日	○	○	○	○							
1	東京都	国分寺市	建築指導課	主事	3月25日～28日				○	○	○	○				
2			課税課	主事	3月25日～28日				○	○	○	○				
3			建築指導課	主任	3月28日～31日								○	○	○	○
4			課税課	主事	3月28日～31日								○	○	○	○
5	神奈川県	小田原市	資産税課家屋評価担当	主査	3月25日～27日				○	○	○					
6			資産税課家屋評価担当	主事	3月25日～27日				○	○	○					
7			資産税課家屋評価担当	上級主査	3月28日～3月30日								○	○	○	
8			資産税課家屋評価担当	主任	3月28日～3月30日								○	○	○	
9	岐阜県	多治見市	税務課資産税グループ	総括主査	3月25日～31日				○	○	○	○	○	○	○	
10	愛知県	清須市	税務課	主事	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
11			収納課	主任	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
12	愛知県	田原市	総務部税務課	主査	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
13			総務部税務課	主任	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
14			総務部税務課	主事補	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
15			総務部税務課	主事補	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○	○	
16	新潟県	見附市	健康福祉課	主任	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○		
17			税務課	主事	3月25日～3月31日				○	○	○	○	○	○		
18	新潟県	小千谷市	農林課	係長	3月30日～3月31日									○	○	

4 4 4 17 15 14 16 13 14 12

- ・ 4月（4月1日～20日）：被害認定調査応援 8自治体 27人
- ・ 詳細は下記のとおり

No	都道府県	自治体名	所属	役職	派遣期間	4/1 金	4/2 土	4/3 日	4/4 月	4/5 火	4/6 水	4/7 木	4/8 金	4/9 土	4/10 日	4/11 月	4/12 火	4/13 水	4/14 木	4/15 金	4/16 土	4/17 日	4/18 月	4/19 火	4/20 水		
1	石川県	輪島市	税務課	課長補佐	4月1日～4月7日	○	○	○	○	○	○																
2			税務課	主事	4月1日～4月7日	○	○	○	○	○	○	○															
3			税務課		4月8日～4月14日								○	○	○	○	○	○	○								
4			税務課		4月8日～4月14日								○	○	○	○	○	○	○								
5			税務課		4月15日～4月20日																○	○	○	○	○	○	
6			町野支所		4月15日～4月20日																○	○	○	○	○	○	
7	石川県	穴水町	住民福祉課	課長補佐	4月4日～4月8日				○	○	○	○	○														
8			税務課	係長	4月4日～4月8日				○	○	○	○	○														
9	岐阜県	多治見市	税務課	副主幹	4月1日～4月6日	○	○	○	○	○	○																
12	愛知県	清須市	防災行政課	主事	4月1日～4月7日	○	○	○	○	○	○																
13			学校教育課	主任	4月1日～4月7日	○	○	○	○	○	○																
14			防災行政課	主査	4月8日～4月14日									○	○	○	○	○	○	○							
15			保健年金課	主任	4月8日～4月14日									○	○	○	○	○	○	○							
18	愛知県	田原市	総務部税務課	主幹	4月2日～4月7日		○	○	○	○	○																
19			総務部税務課	主任	4月2日～4月7日		○	○	○	○	○																
20	三重県	津市	資産税課	主査	4月7日～4月13日								○	○	○	○	○										
22	東京都	多摩市	市民経済部課税課	主事	4月11日～4月15日										○	○	○	○	○								
23	新潟県	小千谷市	農林課	係長	4月1日～4月5日	○	○	○	○	○																	
24			建設課	係長	4月11日～4月17日											○	○	○	○	○	○	○					
25			企画財政課	主任	4月11日～4月17日											○	○	○	○	○	○	○					
26			税務課	主査	4月17日～4月20日																			○	○	○	○
27			企画財政課	主任	4月17日～4月20日																				○	○	○

6 8 8 10 10 9 9 7 5 5 8 8 8 7 5 4 6 4 4 4

○先遣隊経過報告

期間：平成23年3月22日～平成23年3月26日

活動の主旨

- ・ 建物被害認定調査業務の支援
 - ～被害認定基準及び調査方法について支援する。
 - ～「り災証明」の発行事務について支援する。

メンバー

富士常葉大学 重川教授 田中教授
 新潟県柏崎市 税務課 家屋係長 関矢隆志
 石川県輪島市 税務課 係長 本手裕一郎
 新潟県小千谷市 企画財政課 管財係 吉原昌隆（報告者）

《3月22日》

14時30分 小千谷市役所出発（小千谷市、柏崎市）

18時00分 浦安市財務部固定資産税課

- ・ 被害状況、調査対象など概要について
- ・ 家屋沈下被害、道路被害など
- ・ 「ネットワークおぢや」の概要、役割について
- ・ 23日以降の主な検討課題に関して意見交換を行う。

《3月23日》

8時30分～12時30分（小千谷市、柏崎市、輪島市、重川、田中）

- ・ 主な被災家屋の現地確認
- ・ 浦安市長、危機管理監ほか挨拶

- ・家屋沈下被害の「り災判定」への反映方法等について、協議を行う。
～内閣府との電話連絡を含む
※習志野市などから提案された液状化(沈下被害)の判定試案については、
内閣府から了解を得られなかった。

13時00分～20時00分

- ・調査に関する情報交換
- ・り災調査票、り災証明書の様式
- ・調査対象範囲の検討、絞込み(約8000棟)
- ※この他、市では非木造(約2000棟)を、千葉県に調査を依頼する予定。
- ・り災証明書発行の概要(収税課)
- ・3月25日以降の「ネットワークおぢや」支援員の受入に関して
- ・浦安市としての受入の準備について
- ・財務部長に対して、調査規模の概要、調査実施への浦安市職員の支援の必要性などを提案する。
- ・家屋沈下、液状化の「り災判定」への反映について
⇒基礎被害とせず、壁被害の「程度1」「10%」として判定する。
※内閣府の了解を得る。(判定基準の確定)
※液状化被害家屋の「り災判定」における主な判定基準。
 - 「建物一様沈下(建物が水平に沈下した場合)」「地盤一様沈下(建物の周囲の地盤が一様に沈下した場合)」は、被害なしと判定する。(「調査のポイント」を参照)
 - 傾きが無く、基準以上にまでは沈下しない建物においては、玄関アプローチ被害、水道管接続被害などをチェックする。その被害に応じて「り災判定」を行う。
(玄関被害、水道管接続被害は、それぞれ壁被害の「程度1」「10%」と認定できる。)

《3月24日》

8時00～12時30分 (小千谷市、柏崎市、輪島市、田中)

- ・り災調査実施手順(マニュアル)の作成
- ・調査体制に関して「固定資産税課長に対して、調査への浦安市職員の相互支援の必要性をお話する。」

13時00分～19時00分

- ・り災調査担当者への調査実施説明資料の作成
- ・り災調査票、証明書の様式
- ・り災証明発行の概要説明
- ・事前通知の実施について(収税課提案・検討継続中)
- ・千葉県実施予定の非木造調査の進捗を踏まえた証明書発行時期

19時00～20時00分

- ・小千谷市からの飲料水の受入の手伝い。
(多くの浦安市職員が作業を協力する。)

《3月25日》

8時30分～12時30分（小千谷市、柏崎市、輪島市、重川、田中）

「り災調査」と「り災証明」データの連携に関する関係課協議への情報提供。（固定資産税課、収税課（り災証明発行）、総務部情報政策課）
※介護保険緊急入所制度について、介護保険課に情報提供を行う。

13時00分～14時00分（小千谷市、柏崎市、輪島市、重川、田中）

- ・調査員説明会（支援市担当者）
- ・市長あいさつ他

14時00分～16時00分（小千谷市、柏崎市）

- ・り災調査、り災証明発行に係る電算システム整備に関する関係者意見交換。（電話会議：市関係課、システムサポート会社）

16時00分～19時30分

- ・り災調査票データ、判定結果などのデータ管理に関して
※柏崎市職員が浦安市を離れる。

《3月26日》

8時30分～13時30分（小千谷市、輪島市）

- ・調査指導（輪島市）
- ・り災調査結果の取りまとめ手順の検討
- ・り災証明発行（収税課）との今後の検討項目の取りまとめ
※輪島市は28日まで浦安市で調査業務の支援を継続する。

○被害認定調査の実施状況等

調査の実施方法等

- ・3月26日～1次調査（外観目視調査）開始
- ・3月中は3人1班を全7班、4月中（4月10日頃まで）は全7～10班編成し調査を実施。
- ・1日1班約50棟、全班で1日約350棟～500棟を調査。
- ・調査開始から約20日間で調査対象家屋の約7割（7000棟）を調査し、4月20日までに概ね10,000棟の1次調査（外観目視調査）が完了した。

液状化被害による被害認定調査の緩和

・平成23年5月2日付けでの内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）からの事務連絡で地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について当面の間、標準の運用指針に代えて、東日本大震災における地盤の液状化による被害の現状を踏まえた、地盤に係る住家被害認定の合理化を図ることを目的に作成した、調査・判定方法により調査を実施するよう各自治体に指示が出された。

この方法により、液状化被害により被害を受けた家屋の被害判定が大幅に緩和され、多くの被災世帯が被災者生活再建支援法等の住宅再建のための公的支援を受けることが可能となった。

この事務連絡が出された後、浦安市では1次調査（外観目視調査）完了済の全家屋について見直し作業を実施し、見直し後の判定結果により「り災証明書」を発行した。

なお、内閣府がこの事務連絡を出すこととなった経緯としては、本震災で液状化被害を受けた千葉県浦安市をはじめ近隣自治体の首長とネットワークおぢや（富士常葉大学）からの働きかけによるものである。

○記録写真



先遣隊と浦安市職員との打ち合わせの様子



液状化による被害状況 1



液状化による被害状況 2
(傾く住家)



被害認定調査説明会（座学）の様子



被害認定調査説明会（実地）の様子



1次調査（外観目視調査）の様子